

1年のあゆみ

令和7年4月 1日

- 新規学卒者43名を採用しました。

9日

- 米国の関税措置の影響等に関する「相談窓口」の設置および「緊急特別融資」の取扱いを開始しました。

14日

- 「せとしんアプリ」に定期預金・定期積金取引の機能を追加しました。

5月19日

- お取引先企業代表者さま等の健康リスクを回避するための支援およびSDGs推進を目的として、藤田医科大学病院の先生を講師に招き、「健康セミナー」を開催しました。

6月 4日

- 令和7年度補助金活用のポイント等を内容とした、お取引先企業向け「補助金活用WEBセミナー」を開催しました。

11日

- 第83期通常総代会を当金庫エンゼルホールにおいて開催しました。

8月22日

- 瀬戸市内事業者を対象とした「事業承継個別相談会」を開催しました。

9月13日

- 尾張瀬戸駅周辺のまちなかを会場に開催された国際芸術祭「あいち2025」にて、当金庫アートギャラリーを展示会場として提供しました。（～11月30日）

10月 6日

- 能登の復興応援を目的とした「瀬戸友の会」国内旅行～北陸の旅 能登・金沢・富山～を開催しました。（～11月23日）

11日

- 尾張旭市「地域の魅力商品活性化事業『旭色』」を尾張旭市と共催し、同市内飲食関連事業者の新メニュー・新商品開発などを支援しました。

11月 5日

- 長久手市内の4店舗が、長久手市が推進している「認知症にやさしいお店」に登録されました。

29日

- 学生を対象に、瀬戸市・尾張旭市内の企業を知ってもらう機会の創出を目的とした「インターンシップマッチングフェア」を開催しました。

12月 1日

- 「せとしんアプリ」に名義変更手続きの機能を追加しました。

23日

- 特殊詐欺被害防止を目的として、ATM内蔵カメラでのAI画像検知を一部店舗のATMに導入しました。

令和8年1月 5日

- 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、「当座勘定出金通帳」の取扱いを開始しました。

2月 9日

- 当金庫で年金をお受取りいただいているお客さま等を対象とした、せとしん「年金たのしい演芸音楽会」を当金庫エンゼルホールにて開催しました。

21日

- 瀬戸キャリア教育推進協議会主催の「せとがまるっと先生になるとき 20周年おしごと体験フェスタ」に出展しました。

27日

- 瀬戸市地域産業振興会議と連携し、「ゼロから学ぶ中小企業のための生成AI入門セミナー」を共催しました。

3月10日

- 当金庫のシンボルフラワー「すみれ」の苗を、営業地域の小学校・幼稚園・保育園等へ寄贈しました。（～3月11日）

補助金活用WEBセミナー

令和7年度は国の補助金の種類が大幅に拡充され、中小企業にとって申請のチャンスが広がりました。様々な課題の解決に補助金を活用するには、補助金の内容をよく理解する必要があります。お取引先企業向けの「補助金活用WEBセミナー」を開催し、最新の補助金情報や今後取組むべきポイントを詳しく解説しました。

(令和7年6月4日)



能登の復興応援ツアー

令和6年に発生した能登半島地震で被災した能登地域の復興を応援するため、2泊3日の北陸を巡るツアーを開催しました。「瀬戸友の会」国内旅行として企画し、今回で55回目の開催となりました。

(令和7年10月6日~11月23日)



せとしん「年金たのしい演芸音楽会」

当金庫で年金をお受取りいただいているお客さま等を対象に、演芸会と音楽会の混合企画として、せとしん「年金たのしい演芸音楽会」を、せとしんエンゼルホールにて開催し、約300名の方々にお楽しみいただきました。(令和8年2月9日)



「おしごと体験フェスタ」に出展

瀬戸の企業や仕事の面白さを体験することを目的とした、瀬戸キャリア教育推進協議会主催の「せとがまるっと先生になるとき 20周年おしごと体験フェスタ」に小学生向けのおしごと体験ブースを出展しました。(令和8年2月21日)



生成AI活用入門セミナー

瀬戸市地域産業振興会議との共催により、「ゼロから学ぶ中小企業のための生成AI入門セミナー」をSTATION Aiにて開催しました。セミナーでは「生成AI」についての基礎知識や役立つ活用事例を紹介しました。(令和8年2月27日)



「すみれ」の苗

地域社会の未来を担う園児・児童の情操教育に寄与するため、当金庫のシンボルフラワー「すみれ」の苗を、営業地域の小学校・幼稚園・保育園等に寄贈しました。当金庫では昭和38年より開始し、今年で66回目となります。(令和8年3月10日~11日)



金融経済教育

- 小学校高学年の児童を対象に、金融に関する知識と判断力（金融リテラシー）を身につけることを目的とした金融経済教育「子どものお金講座 ～お金を研究しよう～」を尾張旭市中央公民館において実施しました。（令和7年8月1日）
- 日進市教育委員会との共催で、日進市民会館において、中学生に資産運用について学んでもらう、金融経済教育を実施しました。（令和7年12月25日）
- 瀬戸市立にじの丘中学校の生徒を対象に、働くうえで大切なことや、やりがいについて知り、進路選択や将来について視野を広げることを目的としたキャリア講座を実施しました。（令和8年1月23日）
- 椋山女学園中学校において、金融リテラシーを身につけることや、働くことの意義や職業選択の視野を広げることを目的とした金融リテラシー講座を実施しました。（令和8年2月12日～13日）



尾張旭市中央公民館



瀬戸市立にじの丘中学校



椋山女学園中学校

地域イベントへの参加

- 日本三大陶器市である「せともの祭」において、当金庫職員が伝統工芸品「瀬戸染付焼」体験コーナーの運営に協力しました。（令和7年9月13日）
- 陶磁器をメインにさまざまな招き猫が街を彩る「第30回来る福招き猫まつり in 瀬戸」において、当金庫職員が「招き猫メイク」を施しました。（令和7年9月27日）
- 春日井市内の店舗が「第49回春日井まつり」に共同でブース出店し、模擬紙幣を使用した1億円の重さクイズや水風船釣りをを行い、多くの方にお楽しみいただきました。（令和7年10月18日～19日）



第94回せともの祭



第30回来る福招き猫まつり in 瀬戸



第49回春日井まつり

各営業店の活動

- 各営業店において、絵画作品等を展示するロビー展や1億円の重さ体験などを行う職場体験学習を実施しました。



栄町支店「ロビー展」



神の倉支店「職場体験学習」



港支店「職場体験学習」

清掃活動

●店舗周辺の清掃活動

平成21年度から地域貢献活動として、店舗周辺の清掃活動を実施しており、令和7年度も当金庫瀬戸市内14店舗において実施しました。(令和7年5月27日)

●歩道橋の清掃活動

歩道橋2橋(熱田区沢上・東区水筒先)のネーミングライツを名古屋市と契約しており、地域貢献活動として、歩道橋の清掃活動を実施しています。
(年4回実施)

●まるっとおもてなしクリーンアップ大清掃活動

瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会が主催し、「せともの祭」に向け、瀬戸市に来られるお客さまをお迎えするための清掃活動に参加しました。(令和7年8月27日)



まるっとおもてなしクリーンアップ大清掃活動

特殊詐欺被害防止の取組み

●特殊詐欺被害防止の啓蒙活動

港支店において、港警察署主導のもと、年金受給日に来店されたお客さまへ「キャッシュカードは渡さない」など注意を呼びかけ、二重電話詐欺被害防止の啓蒙活動を実施しました。(令和7年4月15日)

●ATM内蔵カメラによる取組み

携帯電話やスマートフォンで通話しながらATMを操作する様子(しぐさ)をATMの内蔵カメラで探知した場合、取引を中止する機能を一部店舗のATMに導入しました。(令和7年12月23日)

(公財)瀬戸信用金庫地域振興協力基金による助成活動

公益財団法人瀬戸信用金庫地域振興協力基金は、瀬戸信用金庫が拠出した基本財産を原資として、瀬戸市、尾張旭市、長久手市、春日井市、豊田市(藤岡地区・小原地区)の地方公共団体や公共的団体が行う公益目的事業に対し助成金を交付しております。公益目的事業とは、主に産業の振興発展に関する活動、社会福祉に関する活動、社会生活環境の整備に関する活動、社会文化に関する活動です。また、自主事業として、経済・文化に関する啓蒙活動に取り組んでおります。

当基金は、平成4年5月14日に設立した後、平成5年度から助成を開始し、令和7年度までの間に、合計965件、5億38百万円の助成および自主事業を行ってまいりました。

瀬戸信用金庫の基本方針である「地域社会の発展に貢献する」活動の一環として、引き続き、地方公共団体や公共的団体が行う公益目的事業への助成を通じて、地域社会の振興発展・活性化を支援してまいります。

●令和7年度の主な助成活動

地域	事業名	開催日
瀬戸市	瀬戸商工会議所青年部40周年記念事業SETOぐるフェス	令和7年12月 6日
	瀬戸市和太鼓連盟第20回和太鼓の祭典	令和8年 1月25日
尾張旭市	尾張旭市民祭	令和7年10月11日~12日
	尾張旭市令和8年二十歳の集い	令和8年 1月11日
長久手市	川上ミネ ピアノコンサート「NAGAKUTE」 おんがくDAY	令和7年 5月18日
	演劇フェスティバル「KONTON」	令和7年10月18日
春日井市	かすがい環境フェス	令和7年11月29日
豊田市藤岡地区	ふじまつり	令和7年 4月19日~5月5日



瀬戸市和太鼓連盟第20回和太鼓の祭典



尾張旭市令和8年二十歳の集い

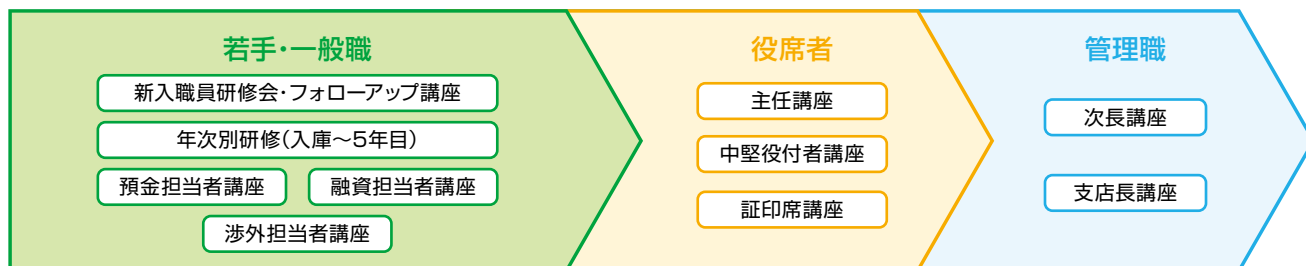


公益財団法人
瀬戸信用金庫
地域振興協力基金

人材の育成

当金庫では、業務のスキルアップとコンプライアンス(法令等遵守) マインドの向上を目指した人材育成システムを導入しています。職員一人ひとりの能力や職責に応じて、新入職員から中堅職員、さらには中堅管理者、支店長まで段階的な研修体系を整え、せとしんの職員として地域社会の信頼に応えられる人材の育成を目指しています。

●段階的な研修体系



●各種支援・制度

- ◇外部派遣研修
専門的な知識・技能を有する人材を育成するため、信金中央金庫、全国信用金庫協会、東海地区信用金庫協会等への外部派遣研修を実施しています。
- ◇公的資格等取得奨励金制度
多様化する顧客ニーズに応えられる専門的な知識を持った職員を育成するため、公的資格等を取得した場合には、奨励金を支給することで、職員の自己啓発を奨励・援助しています。
- ◇その他の支援
土曜講座の開催、WEBセミナーの配信、せとしんeラーニングシステムの導入などによって、職員の自己啓発を支援しています。



ワークライフバランス(働きやすい職場環境の整備)

当金庫では、職員が仕事と家庭を両立できるように働きやすい職場環境の整備に努めています。

育児休業取得率

女性 **100%**
男性 **100%**
(令和7年度)

年次有給休暇取得日数

11.6日
(令和7年度/職員1人あたり平均)

月平均所定外労働時間

8.9時間
(令和7年度)

●主なワークライフバランス関係取得認証



愛知県ファミリー・フレンドリー企業



あいち女性輝きカンパニー



名古屋市ワーク・ライフ・バランス
推進企業



瀬戸市ワーク・ライフ・バランス
推進宣言

●ワークライフバランス実現に向けた各種支援制度

◇育児関連制度

育児休業制度	満2歳に達するまでを限度に育児休業を取得することができます。
育児短時間勤務制度	申し出により小学校就学の始期に達するまで6時間または7時間の短時間勤務を行うことができます。
所定外労働の免除	申し出により小学校就学の始期に達するまで所定外労働が免除されます。
連続5日以内の育児休業	配偶者の産後8週間以内に、給与・賞与の減額なしで、連続5日以内の育児休業を取得することができます。
子の看護等休暇	小学3年生までの子1人につき5日(2人以上の場合は10日)まで、1日または1時間単位で休暇を取得することができます。

◇介護関連制度

介護休業制度	通算93日間の範囲内で、同一対象家族について3回まで介護休業を取得することができます。
介護短時間勤務制度	対象家族1人につき3年の範囲内に2回を限度として、2時間を超えない範囲内で30分単位で勤務時間を短縮することができます。
所定外労働の免除	要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出により所定外労働が免除されます。
介護休暇	要介護状態にある家族1人につき5日(2人以上の場合は10日)まで、1日または1時間単位で休暇を取得することができます。

◇その他の制度等

半日休暇制度	午前または午後のいずれかを、半日単位で休暇を取得することができます。
メモリアル休暇制度	誕生日や結婚記念日等に2日間の有給休暇を取得することができます。
連続休暇制度	土日を含めて9連休が可能となるように、平日5日間連続での有給休暇を取得することができます。
ノー残業デー	毎月第2・第3水曜日をノー残業デーとして定時退庫に努めています。
コース別人事制度	総合職、事務職、介護等のため勤務日の少ないライフサポート型、子が小学生の間短時間勤務が可能な育児支援型等の多様な働き方を選択することができます。

●職員の交流・クラブ活動のご紹介

◇各種イベントの開催

職員による相互親睦の組織「親興会」が中心となって、1年を通して多彩なイベントを開催し、職員同士のコミュニケーションを深めています。

*令和7年度に開催した主なイベント

・会員大会(運動会) ・ファミリー映画会 ・ゴルフ教室



会員大会(運動会)

◇クラブ活動

クラブ活動を通じて、心身のリフレッシュを図るとともに、職員の交流を深めています。野球部、陸上競技部、ソフトテニス部、卓球部が活動を行っています。



陸上競技部/ファイナンシャル・ランナーズ駅伝2025 男性の部 第3位



ソフトテニス部/第46回愛知県信用金庫ソフトテニス大会 団体の部 優勝

■ 地域密着型金融の推進

当金庫はお客さまとの密接な関係を活かし、地域経済社会の活性化や中小企業金融の円滑化、課題解決などに向けた様々な施策に取り組んでまいりました。

第13次中期経営計画において「地域とともに」をビジョンに掲げ、以下の方針のもと地域密着型金融のさらなる深化を目指し取り組めます。

1. 基本方針

- (1) 当金庫は、地域経済の活性化や健全な発展のために、地域の中小企業等への本業支援、伴走支援をはじめとして積極的に地域密着型金融の推進を図ります。
- (2) 当金庫は、SDGs(持続可能な開発目標)への取り組みを通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

2. 具体的な取組項目

- (1) お客さまに対するコンサルティング機能の発揮
- (2) 地域の面的再生や地域産業の下支えへの積極的な参画
- (3) 地域やお客さまへの積極的な情報発信

■ 取組状況

お客さまの経営課題解決に向け、資金相談だけでなく「省力化補助金」をはじめとした公的施策の情報提供・活用支援や、外部機関・外部専門家との連携による高度・専門的な経営課題への対応など、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの本業支援に取り組んでいます。

また、地域創生に向け、地方版総合戦略をはじめとする各種政策提言機会への参画、具体的施策の推進協力など、地方公共団体等と連携した取組みを積極的に実施しています。今後も、地域における課題を地方公共団体や商工会議所等と共有し、具体的な施策推進に取り組む方針です。

(1) お客さまへのコンサルティング機能の発揮

● 創業、新事業展開

・瀬戸市や瀬戸商工会議所と連携した「せと・しごと塾」の開催、尾張旭市や尾張旭市商工会等と連携した「尾張旭市創業セミナー」の開催などを通じ、創業支援に取り組んでいます。

「せと・しごと塾」とは、瀬戸市での創業を目指す方に対し、創業に必要な知識を学ぶ機会を提供するもので、当金庫は瀬戸市、瀬戸商工会議所とともに事務局として運営に参画し、事業計画作成に関する講師を担当するなど、地域での創業をサポートしております。同塾では、令和8年3月までに17期が終了し、卒業生数は306名、開業者数は193名(入塾当初から開業している方を含む)となりました。



せと・しごと塾

・中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関として、平成24年11月5日に認定を受けました。認定経営革新等支援機関とは、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談を受けられるために、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。認定経営革新等支援機関として、経営改善に関する支援のほか創業や新事業展開等の支援を行っております。

・株式会社日本政策金融公庫の7支店(名古屋・名古屋中・熱田・一宮・岡崎・岐阜・多治見支店)と平成26年8月12日に「業務連携・協力に関する覚書」を締結して創業支援・企業再生支援・農商工連携などの幅広い分野において地域の中小企業者及び農林水産事業者の皆さまをサポートしています。

● 事業承継・M&A支援

・円滑な事業承継の準備、事業承継に向けたM&A活用の相談をお受けしています。愛知県事業承継・引継ぎ支援センター、地方公共団体、商工会議所、M&A仲介会社、税理士法人等の外部機関、専門家との連携により、お客さまの課題解決に向けた対策のご提案を行っています。

●事業再生・経営改善支援

- ・経営サポートグループを中心に、営業店・外部機関・外部専門家と連携しながらコンサルティング機能を発揮し、お客さまのライフステージに応じた支援を実施しています。
- ・外部機関の利用として、愛知県中小企業活性化協議会への相談持込や、中小企業者の高度・専門的な課題については「よろず支援拠点」を通じた経営相談を行っています。令和7年度は「よろず支援拠点」にトレーニーとして職員を派遣し、「よろず支援拠点」の無料相談窓口に同席することで、事業者の経営課題解決に向けた知識習得に努めました。
- ・公的施策の活用支援として、人手不足解消に向けた省力化投資を検討しているお取引先に対し「省力化投資補助金」の申請支援を行いました。
- ・お取引先のさまざまな経営課題への対応を支援するため、公的支援機関である「よろず支援拠点」と連携し「せとしん経営相談会」を開催。令和7年度は10回開催し、42先の経営相談を受け付け課題解決に向けた対応を支援しました。

●経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

- ・当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

・経営者保証に関する取組方針

当金庫ホームページにて、公表しています。

取組方針は
こちらから



・「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

令和7年度実績

新規に無保証で融資した件数	6,275件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	48.09%
保証契約を解除した件数	274件

(注)保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づく申し出はありませんでした。

●人材に関する課題への取組み

- ・当金庫では、令和5年8月に「有料職業紹介事業」にかかる許可を取得し、人材紹介サービスを開始いたしました。また、企業の経営幹部候補人材や専門性の高いスキルを持つ人材など、経営課題や生産性向上に資する人材マッチングにも積極的に取組むため、内閣府が実施する「先導的人材マッチング事業」にも採択事業者として認定されました。

(2) 地域の面的再生への積極的な参画

●Land of Pottery-瀬戸体感陶器市-

- ・瀬戸焼産地で活動するツクリテなどが主体となり、当金庫、瀬戸まちづくり株式会社とともに実行委員会を組織し、体感をテーマにした陶器市「Land of Pottery-瀬戸体感陶器市-」を旧瀬戸市立深川小学校にて開催しました。当日は、ものづくりの過程や使い方・楽しみ方の紹介、ワークショップやテーマ展示などを通じ、ツクリテのものづくりへの思いや瀬戸の魅力を発信しました。(令和7年4月19日～20日)



●瀬戸信用金庫アートギャラリー



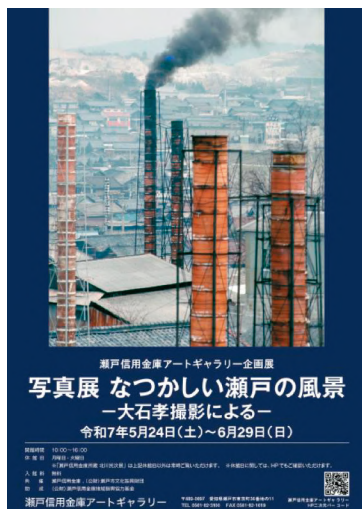
- ・瀬戸信用金庫アートギャラリーは、主に瀬戸信用金庫が所蔵する作品の展示や地域の作家を中心とした企画展の開催を通じた地域の文化・芸術への貢献を目的に、瀬戸信用金庫発祥店舗のひとつである旧本町支店跡に令和元年5月30日開館いたしました。当アートギャラリーでは、企画展の開催とともに、瀬戸信用金庫ともかかわりの深い北川民次の絵画や瀬戸にゆかりのある陶芸作品の展示を行っています。

- ・開館時間：10：00～16：00
- ・休館日：月曜日・火曜日（祝日の場合は翌営業日）
年末年始（12月28日～1月5日）
- ・入館料：無料
- ・住所：愛知県瀬戸市東茨町36番地の11
- ・電話番号：0561-82-3100

・瀬戸信用金庫アートギャラリーにて開催された企画展（令和7年度）



令和7年4月5日～5月18日



5月24日～6月29日



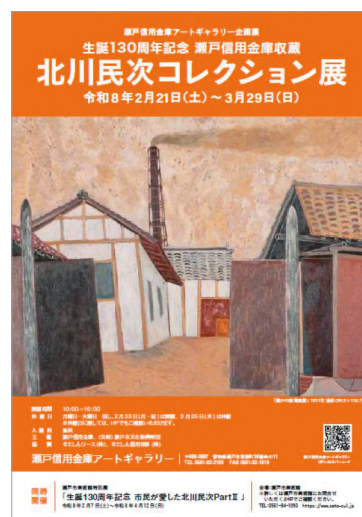
7月5日～8月24日



12月6日～12月27日



令和8年1月10日～2月15日



2月21日～3月29日

・国際芸術祭「あいち2025」に協力

国際芸術祭「あいち2025」が開催されるにあたり、開催期間中は、当金庫アートギャラリーを国際芸術祭「あいち2025」組織委員会に貸与し、本芸術祭の会場として使用されました。

展示内容は、瀬戸の陶土や窯業原料試料、植物の標本およびパネルなど、地域の歴史と風景をかたちづくり、アーティストたちの想像力を刺激する、さまざまな資源の展示が行われました。

（令和7年9月13日～11月30日）



提供／国際芸術祭「あいち」組織委員会

(3) 地域やお客さまへの積極的な情報発信

- ・ホームページやディスクロージャー誌を通じた取組みの発信に加え、LINEを活用し、地域情報の発信を行っています。
- ・景気動向調査の実施や公表を通じ、地域経済の状況を発信しています。
- ・お客さまの安定した資産形成に貢献する各種セミナーや相談会を開催しています。

■ コンプライアンスへの取組み

コンプライアンス(法令等遵守)とは、日常業務を遂行するうえで関連する法令や規程をはじめ、社会的規範に至るまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。当金庫では、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、金庫役職員一丸となり、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでおります。

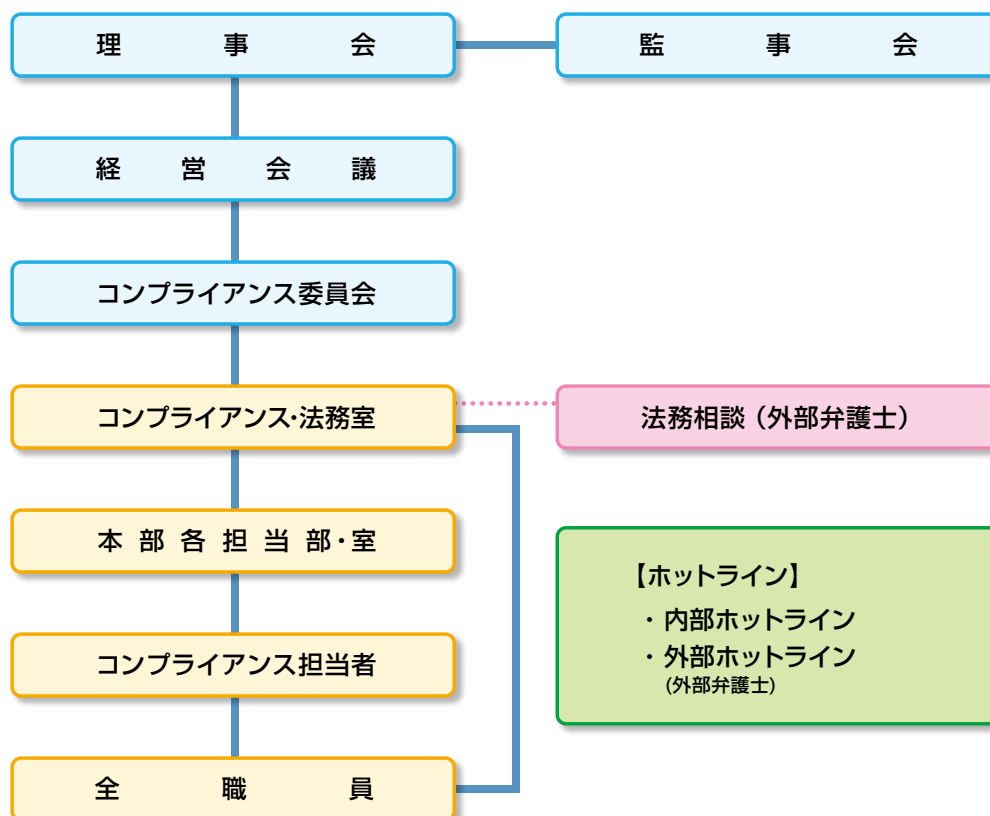
● コンプライアンスの基本方針

1. 当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題(経営管理態勢の強化)として認識し、役職員は、社会的責任と公共的使命を柱とした企業倫理の構築によりコンプライアンスに取り組めます。
2. 当金庫は、常に「コンプライアンス態勢の整備」に努めるとともに、「コンプライアンス態勢の機能」を発揮するよう努めます。
3. コンプライアンスに違反する行為が万一発生した場合には、徹底した原因究明と問題の解決に努め、法令や就業規則に基づいて厳正な措置を行い「健全経営」に努めます。
4. 当金庫の役職員は、最も大切な「信用」を維持するために、コンプライアンス・マニュアル及び業務に関連する法令・規則・ルールを遵守します。

● コンプライアンス態勢強化への各種取組み

- ・ コンプライアンス委員会の設置
コンプライアンス委員会は、コンプライアンスについての協議・監査、及び職員の倫理・サービスに関する事項等の検証・評価を行い、当金庫のコンプライアンス態勢の整備・確立を図っています。
- ・ コンプライアンス相談等窓口の設置
内部通報窓口として、「内部ホットライン」と「外部ホットライン(外部弁護士が窓口)」を設置し、コンプライアンスに関する問題の早期発見・早期対応を図っています。
- ・ 倫理カードの携行
全役職員が常に携行し、自らの行動をチェックすることでコンプライアンス意識の醸成を図っています。

● コンプライアンス体制



リスク管理への取組み

● リスク管理の基本方針

当金庫は、将来にわたって健全性を維持し、金融仲介機能を十分に発揮することを通じて、地域社会の発展に貢献していくため、適切なリスクテイクとそれに見合うリスク管理態勢の整備を行っております。

引き続き、経営を取り巻く環境変化を踏まえて、リスク管理の実効性を確保することに取組むとともに、顧客本位の良質な金融サービスを提供するための取組みを一層推進してまいります。

● 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関が直面する各種リスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを統合的に捉え、許容できる範囲内にコントロールすることをいいます。

当金庫は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの種類毎にリスクの許容度であるリスク資本を配賦したうえで、各種のリスク量が配賦資本額の範囲内に収まっていることをモニタリングし、リスクテイクの状況を管理しています。

また、当金庫の経営環境に強いストレスが発生する状況を想定し、経営体力と期間損益にどの程度の影響が及ぶ可能性があるかを定期的に検証しています。

● リスク管理体制

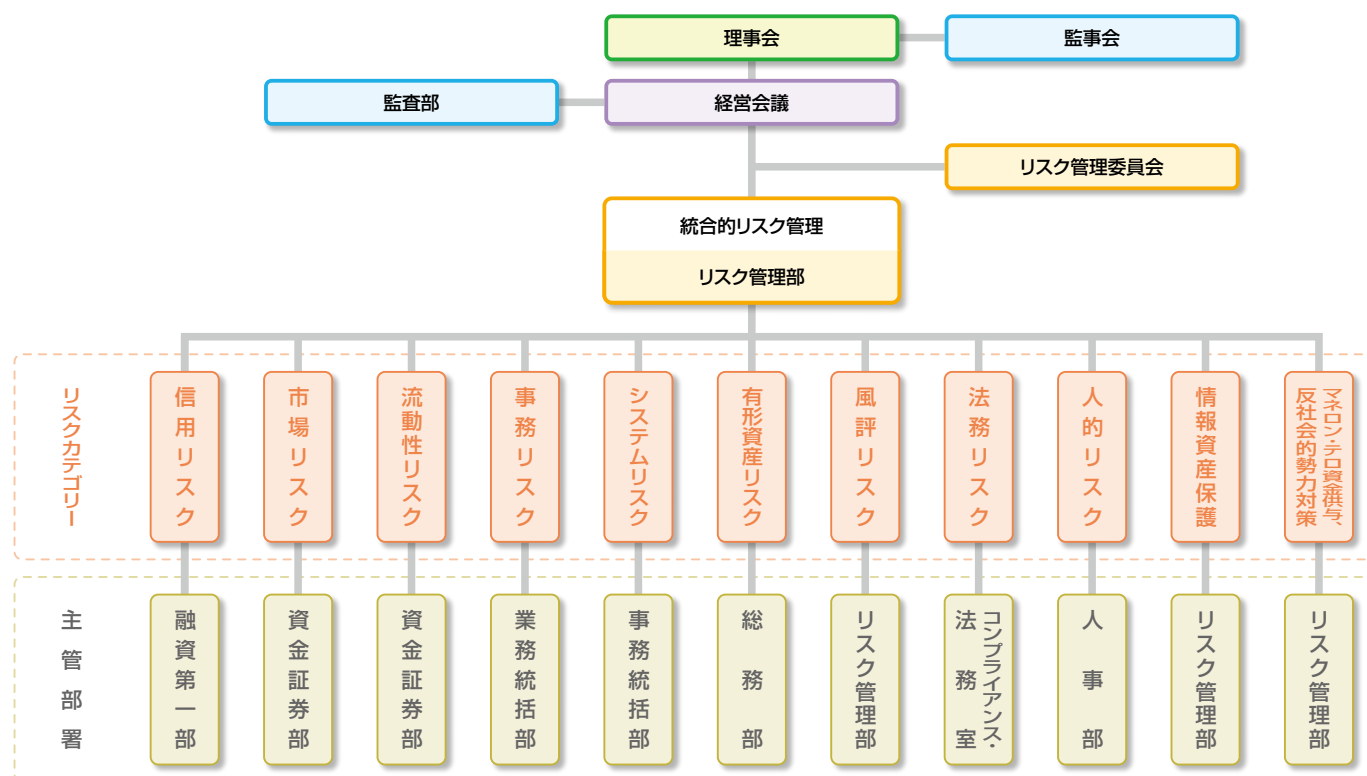
理事会は、各リスクの管理方針等、リスクに係る重要事項を決定し、リスク管理部が各リスク主管部署における管理状況を把握・分析・評価するなど、統合的リスク管理の運営等を行っております。また、リスク管理に関する事項を審議する機関としてリスク管理委員会等を設置し、審議内容を定期的に理事会・経営会議に報告する体制としています。

● 情報資産保護管理強化への取組み

当金庫では、各種情報資産の重要度や、それを取り巻く脅威、および脅威の顕在化の可能性を考慮した上で、現状での技術水準やコストを認識し、合理的なリスク対策を行っています。

また、金融サービスを支える各種システムへのサイバー攻撃が多様化・複雑化していることから、演習への参加や訓練の実施とその結果の活用等により、サイバーセキュリティにかかる態勢の強化に努めています。

● リスク管理組織図



■ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融防止対策への取組み

● マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融防止対策に関する基本方針

1. 運営方針

当金庫及びそのグループ会社は、業務の公共性や社会的役割に鑑み、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」）対策を経営の最重要課題の一つと位置付け、国内外の経済制裁や適用される法令等を遵守し、組織を挙げてリスク管理態勢の強化に取組みます。

2. 管理態勢

経営陣は、マネロン等を防止する責任者及び統括部署を定め、関係する全ての部署を緊密に連携させる下で、マネロン等の防止に係る方針・手続・計画の立案・推進、リスクの特定・評価・低減に係る各種の取組み等、マネロン等を防止する態勢の整備・強化を主導します。

3. リスクベース・アプローチに基づくリスク管理

実効的な管理態勢を整備・強化するため、「リスクベース・アプローチ」に基づき、自らの業務に内在するマネロン等に係るリスクを特定・評価し、リスクの程度や特性に応じたリスク低減措置を講じます。

4. 顧客管理等

実効的なリスク低減措置を講じるため、個々の顧客の情報や当該顧客が行う取引の内容等を適時・適切に確認します。この結果、リスクが高いと判断した顧客および取引については、全部ないし一部の取引を制限する等、厳格に対応します。

異常取引や制裁対象取引等の検知を通じてリスクを低減させるため、取引モニタリング・フィルタリングの実効性を確保します。

5. 疑わしい取引の届出

顧客管理および取引モニタリング・フィルタリングを適切に実施することにより、疑わしい顧客や取引等の的確な把握に努めます。疑わしい取引に該当すると判断した場合には速やかに届出を行う態勢を整備します。

6. 経済制裁及び資産凍結の措置

国内外の規制等に基づき、制裁の回避等の遮断を徹底します。また、取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を的確に検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 実効性の検証

マネロン等防止対策が有効に機能しているかを適時・適切に検証し、必要に応じて改善策を講じることにより、リスク管理態勢の強化に取組みます。

8. お客様からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等、マネロン等を防止する対策について、お客様に対する周知・広報に取組みます。

9. 役職員の研修

当金庫及びそのグループ会社は、役職員全員に対し、その役割に応じて必要かつ適切な研修等を実施し、マネロン等防止対策について周知徹底を図ります。

● マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融防止対策の一環としてのお客さまへのお願い

1. お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
2. 過去にご確認させていただいた、お客さまの氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を再度ご確認ください場合があります。また、その際に、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。
3. 外国送金について、送金資金の原資や送金目的及び受取人との関係等を確認できる書類等のご提出や質問へのご回答をお願いする場合があります。
4. 各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、やむを得ず、お取引を制限等させていただく場合があります。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、愛知県暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

顧客保護等に対する基本方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り誠実かつ公正な企業活動を遂行するとともに、お客さまの利益の保護及び利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取組み、お客さまの視点に立った業務運営を行ってまいります。

1. お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解や経験・資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. お客さまからの問い合わせ・相談及び苦情については、真摯に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるように努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めます。
3. お客さまの情報を業務上必要な範囲内で、関係法令等に従って適切に取得するとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため、必要かつ適切な措置を講じることにより、安全に管理します。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報管理やその他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理します。
5. 当金庫が行う業務において、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定し、お客さまの利益が不当に害されることがないようにその取引を適切に管理します。
6. 金融円滑化の観点から、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の申出があった場合には、お客さまの抱えている問題を十分に把握し、その解決に向けて真摯に取組みます。
7. 上記の他、お客さまの利益の保護及び利便性の向上を図るため、業務を適切に管理する態勢を確保します。

※本方針の「お客さま」とは、当金庫をご利用されている方及びご利用をしようとしている方を意味します。

※本方針の「業務」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売・仲介及び募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務をいいます。

お問い合わせ窓口

瀬戸信用金庫 営業支援部 お客様相談所

フリーダイヤル 0120-205-118

[受付時間] 平日 9:00～17:00 (土・日・祝 信用金庫の休業日は除きます)

お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する基本方針

瀬戸信用金庫(以下、当金庫)は、お客さまのパートナーとして、役職員一人ひとりがお客さまの立場に立ち、地域の皆さまの資産形成と繁栄のため、お客さま本位の業務運営を実践してまいります。

当金庫は、以下のとおり「お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する取組方針」を制定し、これを遵守してまいります。

お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する取組方針

1. お客さまの立場で、お客さまの最善の利益を追求いたします。

当金庫は、役職員一人ひとりがお客さまの最善の利益を追求し、お客さまの立場に立った誠実・公正な提案を行います。

2. お客さまにふさわしい商品・サービスを提供いたします。

①当金庫は、お客さまに提供する商品・サービスについて、特定の提供会社や商品分野に偏ることなく、ラインナップの充実を図ります。

②お客さまの資産状況、取引経験、金融知識及び投資目的、ニーズをしっかりと聞きしううえで、お客さまにふさわしい商品・サービスを提供いたします。

③お客さまに価格変動リスク等のある商品を販売した後は、必要な情報や適切なアドバイスを継続して提供いたします。

3. 商品・サービスの重要な情報をわかりやすく説明いたします。

当金庫は、商品・サービスを提供するにあたり、「商品特性」「提案理由」「リターンとリスク」「市場動向」「手数料などの費用」等の重要な情報を、お客さまに理解していただけるよう、わかりやすく説明いたします。

4. お客さま本位の業務運営を実践するための枠組みを整備いたします。

①当金庫は、「お客さま本位の業務運営」の考え方等を職員に浸透させるため、継続的に研修等を実施いたします。

②お客さま本位の業務運営にもとづく活動を評価する体制を整備いたします。

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または営業支援部 お客様相談所で受け付けています。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

瀬戸信用金庫 営業支援部 お客様相談所	
住 所：瀬戸市東横山町119番地の1	受付時間：9：00～17：00（土・日・祝・信用金庫の休業日は除きます）
TEL：0120-205-118	eメール：sougoukikaku@setoshinkin.jp
FAX：0561-21-4149	受付媒体：電話、手紙、ファクシミリ、eメール、面談

＊お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、また、お客さまとの取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

●当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記の営業支援部 お客様相談所にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル11階
電 話 番 号	03-3517-5825
受 付 日、時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9：00～17：00
受 付 媒 体	電話、手紙、面談

●愛知県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記の営業支援部 お客様相談所または全国しんきん相談所へお申し出ください。

なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	住 所	電 話 番 号	受 付 日、時 間
愛知県弁護士会 紛争解決センター	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1777	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～16：00
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00 13：00～16：00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00 13：00～16：00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00 13：00～17：00

●投資信託や公共債等の証券業務に関する苦情等は、日本証券業協会より苦情等の解決業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」でも受け付けております。

名 称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
住 所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館
電 話 番 号	0120-64-5005
受 付 日、時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9：00～17：00

個人情報の保護について

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報、特定個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めております。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めております。

※個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）はホームページ等で公表しております。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

なお、確定拠出年金に係る勧誘方針につきましても、この勧誘方針を準用いたします。